平成 16 年 5 月 13 日規程第 11 号

(総則)

第1条 この規程は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条の2の規定に基づき 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)が行う無料の職業紹介事業について 必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本校は、学生、卒業生(以下「学生等」という。ただし、卒業生は、卒業までに 就職にいたらなかった者及び早期に離職した者に限る。)に適切な雇用情報等を提供 し、必要な指導等を行うことにより、学生等の意思を尊重し、適性及び能力等にふさわ しい職業の選択の支援に努めるものとする。

(求人の申込み)

- 第3条 本校は、次の各号に掲げる場合を除き、学生等を対象とする求人を受理する。
  - (1) 申込みの内容が、法令に違反している場合
  - (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合
  - (3) 賃金及び労働時間等の労働条件が、通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合
- 2 求人の申込みは、本校所定の求人票に記入して行うほか、求職者独自の求人票により 行うものとする。

(求職の申込み)

- 第4条 本校は、求職申込みの内容が、法令に違反している場合を除き学生等の求職を受理する。
- 2 求職の申込みは、本校所定の求職票に記入して行うものとする。 (紹介)
- 第5条 本校は、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望、適正及び能力等を考慮し、最も適合する求人者を紹介し、求人者には、その希望に適合する求職者の紹介に努めるものとする。
- 2 本校は、紹介に際して、求職者に紹介時に従事することとなる業務の内容、賃金及び 労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面で明示しなければならない。
- 3 本校は、求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状を発行するものとする。
- 4 本校は、労働争議(同盟罷業又は作業所閉鎖)中の事業所に対する紹介は、争議が解 決するまで行わないものとする。

(報告)

第6条 求人者は、本校より紹介を受けた求職者の採用について、その採否を遅滞なく報告するものとする。

(職業紹介業務担当者)

- 第7条 本校に別に定める職業紹介業務担当者を置き、校長が委嘱する。
- 2 就職紹介業務担当者は、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。

(個人情報)

- 第8条 本校は、職業安定法第51条の2の規定に基づき、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報は全て秘密とし、他に漏らしてはならない。
- 2 求職者の個人情報の管理については、別に定める。 (均等待遇)
- 第9条 本校は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導及び紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業及び労働組合の組合員である こと等を理由として差別的な取り扱いをしてはならない。
- 第10条 本校は、公共職業安定所と連携し、雇用情報その他の情報の提供及び職業紹介 状況等の報告に努めるものとする。

附則

この規程は、平成16年5月13日から施行する。